

「安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のナゼ？ナニ？ドウシテ？」
【第4夜】平和安全法制は憲法違反なの？（2015.7.10）

<https://www.youtube.com/watch?v=qH8S2r82zqc> より文字起こし

動画を見るのは時間がかかるので、文字に起こしました。なお段落分け等は私の独断です。左側が文字起こし部分。黄色地は牧島かれん衆議院議員（インタビュアー）の発言。右側は私の注釈（とツッコミ）。

平和安全法制全5回のシリーズで本日が第4回目。平和安全法制は憲法違反なのか？という重大な問いに、今日は安倍総裁に直接このCafeStaからお答えを頂きます。本日も神奈川17区衆議院議員牧島かれんがお送り致します。よろしく願い致します。それでは総裁、みなさんが、ネットをご覧になっていない世代の方達にも伝えていただけるようなコメント、メッセージ、たくさんご期待頂いているようでございます。

たくさん、メッセージ入れていただいて。こんばんは皆さん、よろしくお願いします。

早速、今日のテーマであります、憲法違反なのかどうか、これ専門家の中でも平和安全法制、憲法違反だと言っている方がこれだけいるじゃないか、というコメントや世論の声があるかと思えます。そもそも憲法において自衛権というのはどういう風に定義されているものなのでしょうか？

あの、これはあの、かれんさんもよくご存知の通り、憲法にはですね、自衛権について明文の規定はないんですね。日本が自衛権を持っているかどうか、書いてありません。ですから、例えば、かつてはですね、自衛権も日本は放棄をしているんだ、吉田総理はですね、かつてそういう答弁をしたこともあります。ですから自衛隊が創設をした後もですね、自衛権についてあるかないか分からないんだから自衛隊は違憲だ、ということがですね、随分言われてきました。そこで、そういう論争がある中で昭和34年に砂川判決、最高裁の判決がありました。まさに憲法の最終的な判断をおこなうのは最高裁判所なんですね。憲法81条に一切の法律が憲法に合憲かどうかを判断するのは最高裁判所です、と書いてあります。そして憲法9条において、自衛権について判断を下しているのはこの砂川判決だけなんですね。そしてそこで、砂川判決において、自衛権というのはありますよ、ということが示されました。

ただ一つの判決である、砂川判決というものが取り上げられているんですけども、これ昭和34年ということ、実は私自身も生まれていない、多くの今日ご覧の方達も生まれていない頃のこの判決で、まだ中身がよく分からないという、この判決に依拠していいの、というお声もあるかと思えますが、どうでしょう？

あの、まさに最高裁判所が自衛権があるかないか、唯一の判断を下したのが砂川判決なんですけど、この判決においてですね、大法廷で15人の判事、裁判官全員がですね、いわば自衛権があるという合意を致しました。全員がということでありまして、これはこの大法廷でも割れる場合がありまして、多数意見がこの判決になるわけでありまして、ここでは全員であります。その判決の中で、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。つまり自衛権があって、そして存立を守るために、国民を守るためにそれを行使するのは当然のことだと明確にですね、判断を下しているんです。

我が国の平和と安全を維持するのは当然の事である、と最高裁でも判決が出されている、けれども、それと集団的自衛権ということ考えた時に、この砂川判決のときに集団的自衛権という概念、そもそもなかったとは言えないでしょうか？

あの、確かにそういう批判がありますね。その批判は全く間違っているんです。で、事実反します。この判決の中に、国連憲章は全ての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有する事を承認している、と言及していますから、当然この判決を下した裁判官の中にですね、集団的自衛権、個別的自衛権、この概念は頭の中にあつた、これは間違いはないと思います。

概念はそこに存在をしていた、その砂川判決を受けて、政府は集団的自衛権についてどのような判断をしていったんでしょうか？

あの、今、憲法違反だという人達がありますが、まさに国連憲章の中でも全ての国はこの集団的自衛権は個別的自衛権とともに権利として持っていると言っている。日本も加盟していますね。日米安保条約の前文にも両国は集団的自衛権を持っているって書いてある。で、意外なことなんですけど、日ソ共同宣言にもその記述があります。そこで砂川判決の中には、しかし、集団的自衛権、個別的自衛権という書き方はしていませんね。自衛権、必要な自衛の措置とまでしか書いていないんです。そこで、私たちはこの必要な自衛の措置とは何かをずっと考えてきた。そこで政府としての考え方を、1972年に見解をですね、示しました。その時には必要な自衛の措置、自衛権はあるけれども、必要な自衛の措置の中には、当時は国際環境の中であるいは当時の状況を鑑みて、個別的自衛権のみであつて、集団的自衛権は含まれないという判断をしていました。

40年前はそうように判断をしていた。必要な自衛の措置であることは間違いがない、でも今回の解釈とは異なるということは、この必要な自衛の措置の中身がこの40年の間に変わったということなんですかね。

あの、まさに砂川判決で必要な自衛の措置をとることができるという判決が下された。しかしその中で必要な自衛の措置とは何か？我々はずっと考えてきた。まさにそれを考える責任があるのはですね、私たち国会であり、そして内閣なんですね、行政なんです。そこで47年の見解を示しましたが、しかしあれから40年、随分環境が変わりましたよね。

さあ、憲法問題です。どうせ砂川判決一本で来るんでしょうが。

出ました砂川判決。後で詳述しますが、砂川判決が判断したのは「米軍が日本に駐留しているのは憲法に違反するかどうか？」です。

判決文の引用されている部分の直後を読めば明らかですが、「自衛権があるかないか？」という判断をしている判決ではありません。文脈を無視して一部だけ抜き取るという、とても悪質な引用をおこなっているのは私だと思います。この引用が根本的に間違っているので以降の議論におつき合います。意味は全くありません。が、一応最後までつき合います。

そもそもこの批判にも意味がないんです。

別に国連憲章で持っていると言っている、各国の憲法で持たないと言っている問題もありません。

当然、憲法の枠内ですね。

例えば当時は、北朝鮮は一発のミサイルも持っていませんでした。今や数百発の弾道ミサイルを持っていて、1000キロ10分で飛んできます。同時にですね、このミサイルをミサイルでもって撃ち落とすという技術ができました。これがミサイル防衛システムで、日本もこのシステムを持っています。ミサイルをミサイルで撃ち落とす、これは拳銃の弾を拳銃の弾で撃ち落とす以上に難しい技術なんです、これを落とす上においてですね、まさにアメリカの衛星とリンクをしながら、海ではイージス艦がそういう能力を持っているんですね。イージス艦というのは、当時40年前、姿も形もないんですね。ミサイルを撃ち落とす高度な技術を持っている。レーダーは地平線を越えていく。衛星とリンク、データリンクできるし、アメリカのイージス艦ともデータリンクできる。そういう仕組み、リアルタイムですね、日米協力ができますね。当時はインターネットすらなかったんですね、大きく変わった。まさにインターネットが出てきて、そしてサイバー攻撃も出来る。国境のない状況になったと思います。そこで今申し上げましたように、アメリカのイージス艦と日本のイージス艦、リンクしながら様々な対応をする。そうするとですね、その一角であるアメリカが攻撃を受ければですね、こちらのシステムにも大きな影響が出てくる可能性は十分にあると、事実上私たちへの攻撃であると考えうる状況が出てきたんだろなあと思いますね。

40年間の間に世界の情勢も変わっていきまして、今、総裁お話あったように、テクノロジーも、技術の進化があつて、その進化が何に使われるか分からないという不確定要素も見えて取れるのかもしれませんが。その中で私たちは必要な自衛の措置を考えなければならない政治家としての責任があり、「総理に託していきます」というようなコメントもここに入ってきております。国境を守る、国を守るという概念自体が変化してきたという事を、今、総裁おっしゃって下さってるのとかと受け止めたんですけれども、一つの家にならんと、戸締まりをしているということが家を守る事であった時代から、今は転換してきている、そんな感じでしょうか？

そうですね。あの、今、兵器の進歩について話をしました。40年前の状況とは兵器も随分変わったという話をしましたね。戸締まりで言えば、かつてはですね、自分の財産を守るためにはドアに鍵をかけて雨戸をちゃんと閉めておけば泥棒が防げた。よって自分の財産も守れたんですが、今やですね、例えば振り込め詐欺でおばあちゃんやおじいちゃん、だまされてしまう。こんな犯罪も出てきましたね。そういうのにしっかりと対応していかなければいけない。あるいはまたインターネット口座を盗むこともできる、これは40年前なんか全く考えられなかったこと。そういう犯罪に対して守りを固めていって初めて財産を、みんなの財産を守る事ができた、これと同じ事だと思いますね。

自らを守る自衛の措置ということですが、もう一步皆さんに分かりやすくご説明を総裁からしていただければ助かります。

それはですね、牧島さんは、例えばスポーツチャンバラの達人だというふうに

はい、スポチャンやってます。

やってますか。で、スポーツチャンバラの達人ですから、強いんだと思いますよね。例えば、不良が「安倍は生意気だからやっつけてやろう」と言っていると、いう時にですね、「私が一人で帰るのは不安だから、牧島さん一緒に帰ろうよ」ということになって、牧島さんと一緒に帰る。で牧島さんに前を歩いてもらっていたら、不良が2人牧島さんに襲いかかってきた。

襲いかかってきた。

殴り掛かってきた。つまり、牧島さんに対する攻撃が発生した。私はまだ後ろにいるから殴られていない。スポーツチャンバラをやっている牧島さんも相手が2人がかりですから、1人ではやられてしまう。まあそこで、私が牧島さんと一緒に対抗する。2対2ですけれども、スポーツチャンバラを牧島さんやってますから、私たちは彼らを追い払う事ができる。今までの法制の中ではですね、解釈の中では牧島さんに対して襲ってきて、殴り掛かっているけれども、私は殴られていないからそれを見てなければいけない。で牧島さんがやられて、2人がかりだからやられてしまう。で私に今度は2人がかりで来ますから確実に私もやられてしまう。今までの法制は残念ながらそうなんです。まさにこれは私の危機ですから、2人がかりで牧島さんが襲われた時に私が対抗する、これが今度の新しい解釈になったということなんです。

集団的自衛権に関して、私たちの自衛の措置ということが分かりやすい、安心だね、というようなコメントも頂いてきましたが、それでもやっぱり憲法違反なんじゃないかという声はありますし、内閣の判断だけで憲法の解釈って変えてしまっているの？とか、また立憲主義に反するんじゃないか？さらには手続き上に問題があるという批判の声は今も聞こえてきています。

これはですね、先ほどからご説明をしている通り、憲法には自衛権が書いていない。しかし憲法については最終的な判断をする最高裁の砂川判決において、自衛権はありますよ、という判断をした。しかし、そこには必要な自衛の措置としか書いていない。ずっと考えてきた。当時は自衛隊も違憲だと言われた。そこで自衛の措置については個別的自衛権は使えますよ、自衛隊は当然合憲ですよ、という判断を昭和47年におこなった。つまりそれは解釈でおこなったんですね。それは内閣の解釈でおこなったんです。この時は実は閣議決定はしてないんです。そして、それから随分、40年以上時間を経過して、今度はですね、状況が変わった中においては、ちゃんと閣議決定で判断をしているんです。そういう意味においてはですね、立憲主義に沿ったものだと思います。

。おっと、あまりに話がぶっ飛ぶのでついていけない。

「自衛の措置」を考えていて、この40年間でこっぴどく変わった、っていう話でしたっけ？
ここでは技術の進歩の話ですね。

え？ そうなの？ そういう話？

一度確認しておきますが、今回のテーマは違憲かどうか、です。憲法の話にはいつ戻ってくるのかな？

え？ まだその話続けるんですか？

これ、第2回目の麻生さんですね。どうも集団的自衛権の話が始まるようです。

やっとな憲法の話に戻りそう。

繰り返しますが、砂川判決はそんな判断していません。

閣議決定すれば立憲主義に沿ってって言いたいのでしょ？

閣議決定もした。立憲主義に沿った中で今回の方向性が出されています。これまでのいくつかの法案に対しても、やはり憲法違反なのではないか、というやり取りが世論の中であった歴史を私たちは持っていますが、その点はいかがですか？

あの、そもそも、例えばですね、平成3年PKO法案が、当時PKO法が審議がスタートしたときにおいても、大多数の憲法学者は、憲法違反だ、こう言っていたんですね。それが今、国民の9割以上が自衛隊のPKO参加を評価しています。実際にですね、その時は多くの憲法学者もそう言っていましたから、みんな不安だったんですが、実際にPKO活動、PKO法つくってPKO活動やっていけば、やっぱり日本が世界の平和と安定のために本当に役に立っている、その事によって日本にも大きな利益があるということをもみんな理解したから9割の国民が支持をしているんだらうと思います。

その中で、いろいろな憲法学者さんからのご意見もあります。自衛隊自身が違憲だと言われていた時代もある。そして今なお違憲だという憲法学者さんも多くいらっしゃる。その中で、今日ひとつご紹介をさせていただきたいと思っておりますのが、憲法審査会での出来事でございます。民主党推薦の小林節教授の言葉をちょっとご紹介させていただきます。「政治家というのはそれぞれ現実と向き合っています。学者は利害を超えた世界の坊主みたいなものであり、神学論争を言い伝える立場、神学でいくとまずいんだ、では元から変えていこうというふうに政治家が判断なさることもあると思う。そういう意味で我々は字面に拘泥するのが仕事でありまして、それが現実の政治家の必要とぶつかったら、それはそれで調整なさってください」と小林節教授はおっしゃっていました。

あの、なんか今、かれんさん水飲んでください。

ありがとうございます。はい、すみません。

私も。あの、まさに憲法学者の意見も貴重な専門家の、憲法の専門家の意見ですから、我々もよく耳を澄まさないといけないと思います。でも憲法学者の皆さんの役割・責任と私たちの責任は違うんですね。先ほど申し上げましたように、明文規定がない。憲法に明文規定がない中において、最高裁が自衛隊があると判断をした。そしてその中で必要な自衛の措置はある、では必要な自衛の措置とは何か。必要な自衛の措置をしっかりとって、国民の命を守り、国を守る責任はまさに私たちにあるんですね。時代が変わっていく、兵器も進歩していく、国際情勢も変わっていきます。国と国との関係も変わっていく中で、必要な自衛の措置を私たちは考え抜かなければいけないんですね。これを考える責任を放棄するという事は、政治家としての責任を、私は、放棄することなんだろうと思います。憲法学者の皆さんが反対しているから私たちも反対だという政治家は、自分の責任を憲法学者の皆さんに丸投げしてしまっているんだらうと思うんですね。もちろん憲法学者の声も聞きながら、しかし政治家が判断を下さなければ、責任を果たさなければ自衛隊もできなかったし、安保条約もできなかったし、PKO法案もできなかった。今回もやっぱり残念ながら憲法学者の皆さんには反対されている。もちろん賛成の学者の方々もおられる。国際法学者の多くの方々には賛成している人も多いし、国際政治を勉強しているの方々、先生たちはむしろ賛成の人達の方が多いんじゃないかと思いますが、そこで私たちは考え、考え抜いて、今、国民の命を守る、子供達が平和な暮らしをすることができる、そのためには今回の法改正を、平和安全法制をしっかりと成立をさせなければいけないと、こう判断をしています。

今、安倍総理総裁から、国民を守っていくという、まさに立憲主義にのっとった私たち政治家の責任、重い決意を改めて聞かせていただいたと思います。多くの方の、支持します、というお応えもきていますが、今日の集中審議で野党の対案が出てきましたが、その点いかがでしたでしょうか？

あの、今日は、今日ですね、野党の対案が出てきました。野党の対案が出てきた事は本当に良かったと思います。私たちがこの平和安全法制を出したからこそですね、野党もやっぱり、自分たちもそういう責任を示さないといけないなあとこう思ったんだと思います。民主党は維新の党と共にですね、海上警備行動等に関する法整備をしていますが、いわば存立危機事態等々についての法律は、民主党は出していますが、そこまで、それに近い法律を維新の党は出しています。そういう意味においてはですね、私たちの案、維新の案、あるいは維新と民主党が一緒に出した案をですね、比べながら、今日は審議する事が出来たのではないかなあとと思います。今まで100時間審議をしました。ですから、今日、案が出てくるまでに90時間審議をしていますから、その審議の上に立って、この法案が出てきましたから、相当議論は熟した上において法案が出た事によってですね、この違い、それぞれの特徴はよく審議を聞いていただいている皆さんには、だいぶ理解されたんじゃないのかなあとと思います。いずれにせよ、野党が対案を出した事は本当にいいことだったなあとと思います。できればもう少し早く出していただき良かったなあとと思います。

国民の皆さんが本当に注目をする中で、どのように日本という、私たちの国、祖国を守っていくのか、そして国民を守る責任はどのようにとっていくのか、というところが問われていくかと思っています。

中身の問題であって、個々の法案での経緯は関係ありません。『なぜ』憲法違反と言われるのか？という批判の中身が重要なんです。

この言葉を紹介した意図は何なんでしょうか。

砂川判決は集団的自衛権とは何の関係もありません。取ってそれを置いておいて、取って安倍首相の論理に乗ると、「必要な自衛の措置」ってその時代の多数派を取った政権が勝手に決められることになります。憲法によって権力の暴走を止める。立憲主義ってそういうことのはずです。安倍首相の話は完全に立憲主義に反しています。

ええっと、「侵略」の定義を丸投げしてるの誰でしたっけ？

いやいや、立憲主義ってどういう意味で使ってます？

少しだけ個人的感想

今回一応テーマを確認しておきましょう。『平和安全法制は違憲なの？』
結局、砂川判決で「必要な自衛の措置」を取ることは認められているから合憲と言いたいわけですね。きつと。裁判所のHP (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=55816) で砂川判決そのものをPDFでダウンロードできます。最初の6ページだけ読めば十分(安倍首相の引用部分は2ページ)。この判決は『米軍が日本に駐留しているのは合憲か？』が論点であり、安倍首相をはじめとする与党が根拠とする部分は、判決の論理の一部を前後の文脈を無視して抜き出したものというのがすぐわかります。はっきり言って、今の安倍首相のような論理が成り立つならば、様々な最高裁判決の一部を抜き出して何でもありになっちゃいます。

<作者について>
Twitter: @brownmorning
HP: <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>